

相談支援センター「りんく」の特徴！

子どもから大人まで、切れ目ない相談支援をおこないます！

福祉サービス・計画相談のご利用までの流れ



※計画相談とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」および「児童福祉法」に基づく『指定特定相談支援事業』および『指定障害児相談支援事業』のことです。

利用対象者

- 福祉サービスの利用を必要とされる方（年齢制限はありません。ただし、65歳以上の方は介護保険の対象となるので要相談となります。）
※障害者手帳の有無は問いません。

実施地域

- 敦賀市内
- 当事業所から片道30分以内の地域にお住まいの方

利用料金

- 相談は無料です。
ただし、実施地域以外の場所へ同行・訪問する場合には交通費等をいただく場合がございます。

相談方法

事業所に直接、お越しいただいたり、メールや電話、自宅等への訪問などで相談を行います。
日程や相談場所については、ご希望に合わせて対応できるか調整いたしますので、ご相談ください。

相談内容

- 障害福祉サービスについての情報提供や助言
- 福祉サービスの申請のお手伝い
- サービス等利用計画の作成
- サービス事業者等との連絡調整
- 専門機関の紹介
- 権利を守るために必要な援助を行う専門機関の紹介など

サービス等利用計画とは…
障害福祉サービスを利用される際に、活用できるサービスの情報提供を行いサービス提供事業所との調整や全体の支援方針を統一するための総合的なプランを作成します。

「サービス等利用計画」とはご本人の希望に沿ったサービスが受けられるよう、相談支援専門員が総合的な支援方針やサービスの組み合わせなどを検討調整し作成したプランのことです。定期的にプランの見直しを図り、住み慣れた地域で安心した生活ができるようお手伝いいたします。市町村に障害福祉サービス利用の申請を出すときに必ず添付する書類です。